

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所において、構内トラック運転手として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、普通自動二輪車を運転して出勤する途中、大型乗用自動車と衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、直ちにD病院に救急搬送され、平成〇年〇月〇日まで同病院にて入院加療した後、同日、E病院に転医し、「右気胸、右鎖骨骨折、右肋骨骨折、左大腿骨骨折等」の傷病名で同年〇月〇日までの間、入院し、以後は同病院にて通院加療を継続していた。
- 3 本件は、請求人が自宅からE病院までの通院に際して、請求人の父親が運転する自家用自動車を利用していたところ、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までのうちの5日間（以下「請求対象日」という。）につき、当該自家用自動車を利用できなかったため、タクシーを使用したことから、その費用に係る療養給付を監督署長に請求したが、監督署長は、その請求は移送費の支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の移送費に係る療養給付について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「左足に重度の血流障害があり、松葉杖を使っているが、膝下が麻痺した状態で、装具も付けていることから、歩行することができない状態であった。父親に送迎してもらっていたが、父親の都合が悪いときは、自分で自家用自動車を運転できないことから、タクシーに乗らざるを得なかった。とても、公共交通機関を使っての通院はできない。F医師からも、血流障害があるから、歩くのは無理やろうねと言われていた。」旨主張している。

(2) ところで、労災保険法第22条第2項において準用する同法第13条第2項第6号所定の「移送」として療養上相当と認められる療養の範囲については、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を策定しており、移送費の範囲は、「傷病の状況等からみて一般に必要と認められるもの」とされているが、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、請求人の症状経過等からみて、請求対象日において、請求人が公共交通機関を利用することが困難であって、タクシーを利用しなければならない状況にあったか否かについて、以下、通達に基づいて検討する。

(3) 請求人は、自宅からE病院までの距離について、最短で4.4kmであると述べているところ、その間の公共交通機関による経路及び移動手段については、自宅最寄り駅であるG駅からE病院までの間は、同病院の送迎バスを含む公共交通機

関によって結ばれ、途中の乗降駅もバリアフリーの構造となっていることが確認できるものの、自宅から最寄り駅であるG駅までの間については、公共交通機関はなく、徒歩によって移動せざるを得ないものと認められる。

- (4) 請求人の身体の状態等についてみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「左足関節ROM制限があり、装具がないと歩行不可。場合により今後も手術が必要なこともある。」との意見を述べている。

しかしながら、平成〇年〇月から同年〇月までの間に係るE病院の診療録等によると、同年〇月〇日に、請求人は、左足を下にしたままにしておかず、ベッドと同じ高さにしておかないと痛いと述べているものの、同年〇月〇日には、松葉杖を使用して、1人で、同病院の玄関前の駐車場内をスムーズに歩行し、同年〇月〇日には、病棟の周囲をほぼ自立レベルで歩行することができ、さらに、同月〇日には、階段をスムーズに昇降し、同月〇日には、坂道や砂利道を含む1時間程度の歩行もできたとされ、同月〇日には、松葉杖歩行で痺れはなかった旨記載されているほか、同月〇日の退院時には、ADLはほぼ自立し、日常生活に支障がないものとされていることから、請求人は、松葉杖を使用すれば、1時間程度の距離は歩行することが十分可能であったものと判断される。

- (5) そうすると、請求人の自宅から最寄り駅であるG駅までの間について、松葉杖を使用して移動することは、請求人が30分以上の時間が必要であると述べていることからみて、比較的長い距離の移動となることは否定できないものの、上記(4)でみたとおり、入院中の歩行回復訓練の状況や退院時における請求人の身体の状態に照らすと、請求人の身体に大きな負担となるものとはいい難く、自宅から最寄り駅であるG駅までの間を徒歩により移動することは、地理的状況を勘案しても、可能であったものとみるのが相当であり、上記(3)で認定した交通事情に照らせば、請求人は、請求対象日において、徒歩を含む公共交通機関を利用して、自宅からE病院まで通院することができたものと判断される。

なお、F医師は通院手段に関する指示やタクシー利用に関する指示をしていないことが明らかである。また、H医師の診断書は、請求対象日から約〇年〇月経過後における傷病の状況についての診断であり、上記(4)でみた退院時の状況を併せ鑑みると、H医師の意見は上記判断を左右するものではない。

- (6) 以上の諸点を総合すれば、請求人は、請求対象日において、傷病の状況等からみて、一般に、タクシーを利用して通院しなければならない状況にあったとは認

められないものと判断する。

なお、請求人は、左足に重度の血流障害があるため、足を上げておかなければならず、自家用自動車を自ら安全に運転することができないことを主張しているが、診療録等をも、請求人の足に血流障害が存在していたことや同障害に対する治療等が行われたことを示す記載はなく、その主張を裏付ける資料は確認することができないことから、これを採用することはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。